

議員提出議案第 24 号

尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例

このことについて、石垣市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

令和 7 年 12 月 15 日

提出者 仲間 均
賛成者 仲嶺 忠師
〃 篠底 用一
〃 東内原 とも子
〃 友寄 永三
〃 長山 家康
〃 後上里 厚司
〃 伊良部 和摩
〃 登野城 このみ
〃 高良 宗矩
〃 新里 裕樹

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 殿

理 由

尖閣諸島並びに周辺海域に関する取組を体系的に推進し、その適正な管理及び持続的な発展に寄与することを目的として、尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例を制定するため。

尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 環境保全（第3条・第4条）
- 第3章 利活用及び地域振興（第5条—第9条）
- 第4章 安全確保（第10条・第11条）
- 第5章 啓発と市民理解の促進（第12条・第13条）
- 第6章 国への要請（第14条）
- 第7章 雜則（第15条）

附則

尖閣諸島は、石垣市字登野城尖閣に属する島しょ群であり、その自然環境、周辺海域の資源及び地域としての価値は、石垣市にとって未来永劫にわたり重要な財産である。

石垣市は、自らの行政区域である尖閣諸島に対して、環境保全、安全確保、適切な利活用及び国際社会への正しい情報発信を図るとともに、地域社会の持続的な発展と国際平和の維持に寄与することが、地方自治体として果たすべき役割である。

このため、尖閣諸島並びに周辺海域に関する取組を体系的に推進し、その適正な管理及び持続的な発展に寄与することを目的として、尖閣諸島並びに周辺海域の保全及び利活用に関する条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、石垣市の行政区域である尖閣諸島及び周辺海域について、環境の保全、資源の適正な利活用、安全対策、市民理解の増進等を図り、もって石垣市の行政区域としての持続的な管理及び発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 尖閣諸島　魚釣島、北小島、南小島、久場島、大正島、沖の北岩、沖の南岩、飛瀬、その他これらに付随する島しょ及び岩礁をいう。
- (2) 市　石垣市をいう。

第2章 環境保全

（環境調査の実施）

第3条 市は、尖閣諸島及び周辺海域における自然環境の状況を的確に把握するため、必要に応じて環境調査、海洋調査、動植物の生態調査等を国その他の関係機関と連携して行うよう努める。

（環境保全計画の策定）

第4条 市は、尖閣諸島の自然環境を将来にわたり保全するため、尖閣諸島環境保全計画を策定するよう努める。

第3章 利活用及び地域振興

(漁業の振興)

第5条 市は、周辺海域における漁業者の安全確保及び持続的な漁業振興を図るため、国及び県に対し、必要な施策の実施を求めるとともに、情報共有及び連携強化に努める。

(安全な航行の支援)

第6条 市は、尖閣諸島周辺を航行する漁船等の安全を確保するため、漁業者等が海象、気象その他の航行に関する情報収集等ができる体制や仕組みづくりに向けた支援に努める。

(地域資源としての利活用の推進)

第7条 市は、尖閣諸島及び周辺海域が有する自然、景観、歴史、文化等の地域資源としての価値を踏まえ、観光、教育、学術研究その他の地域振興につながる利活用を図るための方策を積極的に検討し、その推進に努める。

2 市は、前項の利活用の実現に向け、国及び県と協議し、必要な措置を求めるものとする。

3 市は、利活用の検討を行うに際し、自然環境の適切な保全及び安全確保を前提とし、エコツーリズム、環境学習、自然観察、上陸を伴う活動等、地域振興に資する具体的な手法の調査研究を行うものとする。

(利活用計画の策定)

第8条 市は、前条の利活用の推進に向け、尖閣諸島利活用基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することができる。

2 基本計画には、利活用の目的、安全対策、段階的実施方針、市民理解の促進、その他利活用の推進に必要な事項を定めるものとする。

(調査研究成果等の共有)

第9条 市は、利活用に関する調査研究等の成果を市民に提供し、地域資源としての理解及び関心の促進に努める。

第4章 安全確保

(異常事態の情報共有)

第10条 市は、尖閣諸島周辺海域における海難、環境汚染その他の異常事態に関し、国、県及び関係機関との連携強化に努め、市民への迅速な情報提供に努める。

(災害時対応)

第11条 市は、尖閣諸島及び周辺海域における地震、気象災害、海難事故等に備え、国、県及び関係機関と連携した危機管理体制の整備に努める。

第5章 啓発と市民理解の促進

(教育及び啓発)

第12条 市は、尖閣諸島に関する歴史的経緯及び地域としての重要性について、市

民の理解を深めるため、学校教育、社会教育、広報活動等を通じて啓発を行う。

(資料整備)

第 13 条 市は、尖閣諸島に関する資料、文献、調査報告等を収集及び整理し、公開することに努める。

第 6 章 国への要請

(国への施策推進の要請)

第 14 条 市は、国に対し、当該地域における安全確保、環境保全、漁業振興、利活用推進、施設整備等に必要な施策の実施を求めるものとする。

第 7 章 雜則

(条例の見直し)

第 15 条 市は、この条例の施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。